

[事案 29-234] 失効取消請求

・平成 30 年 6 月 12 日 和解成立

<事案の概要>

誤った振込用紙を使用して保険料を支払ったため、契約が失効したが、保険料相当額は猶予期間内に振り込んでいることを理由に、失効の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 7 月に契約した終身保険について、以下の理由により失効を取消し、死亡保険金を支払ってほしい。

- (1) 自分の手元には、本契約 2 か月分の振込用紙、別契約（保険料は本契約と同額）2 か月分の振込用紙、本契約と別契約それぞれ 1 か月分の合算保険料の振込用紙の計 3 種類の振込用紙があった。自分は本契約と別契約それぞれ 1 か月分の合算保険料を支払ったものと認識していたが、誤って別契約 2 か月分の保険料を支払う振込用紙を使用してしまったもので、本契約の 1 か月分の保険料（相当額）は猶予期間内に振り込んでいる。
- (2) 保険料を支払った後、本契約と別契約のそれぞれ 1 か月分の保険料を支払った旨の連絡をカスタマーセンターに入れたにもかかわらず、カスタマーセンター等からは自分へ何らの電話連絡もなく、契約が失効した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求には応じられない。

- (1) 申立人は、別契約 2 か月分である旨が明記された振込用紙を用いて、保険料を振り込んでおり、支払った後に当社へ電話連絡をしたとしても、本契約に対して保険料を支払ったものとは認められない。
- (2) 当社は、本契約と別契約の 1 か月分の合算保険料の振込用紙を送付する際に、他の振込用紙は破棄するよう申立人に案内している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、保険料払込時の状況等を把握するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。